

①名寄市第9期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の策定 及び今後の日程について

◆計画の策定

老人福祉法及び介護保険法においては、市町村老人福祉計画及び介護保険事業計画の2つの計画を一体のものとして作成することが求められており、名寄市では、計画の策定にあたり、それぞれが担う役割を明らかにした上で、両計画を一体のものとして作成します。

市町村老人福祉計画における必須記載事項

- 1 老人福祉事業において確保すべき量の目標

介護保険事業計画における必須記載事項（基本的記載事項）

- 1 日常生活圏域の設定
- 2 各年度（R6～R8）の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量
- 3 各年度の日常生活圏域ごとの必要利用定員総数の設定
- 4 各年度の地域支援事業に要する見込量

※ 第9期計画の重点的項目

- 1 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- 2 在宅サービスの充実
- 3 地域共生社会の実現
- 4 医療・介護情報基盤の整備
- 5 保険者機能の強化
- 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性の向上

◆今後の日程について

- 令和5年 9月 第2回高齢者部会
令和5年 10月 第3回高齢者部会
令和5年 11月 第4回高齢者部会

令和5年 12月 名寄市保健医療推進協議会にて市長に答申の予定